

最低賃金の減額の特例の新設

最低賃金の適用除外規定が廃止され、減額特例となります。

- 現行法では、以下のような対象労働者については、都道府県労働局長の許可を受けたときは、最低賃金の効力についての規定は適用しないこととされています。
- しかしながら、最低賃金のセーフティネットとしての機能を強化する観点から、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましく、これまでも支払賃金の下限額については、適用除外許可の条件としてきましたが、法律上適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資することから、適用除外規定が廃止され、減額特例規定となります。
- 減額特例は、これまで適用除外の対象者となっていた以下のような労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金の効力についての規定を適用するというものです。

対象労働者

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ②試の使用期間中の者
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者
- ④軽易な業務に従事する者
- ⑤断続的労働に従事する者

最低賃金の適用除外に関する経過措置

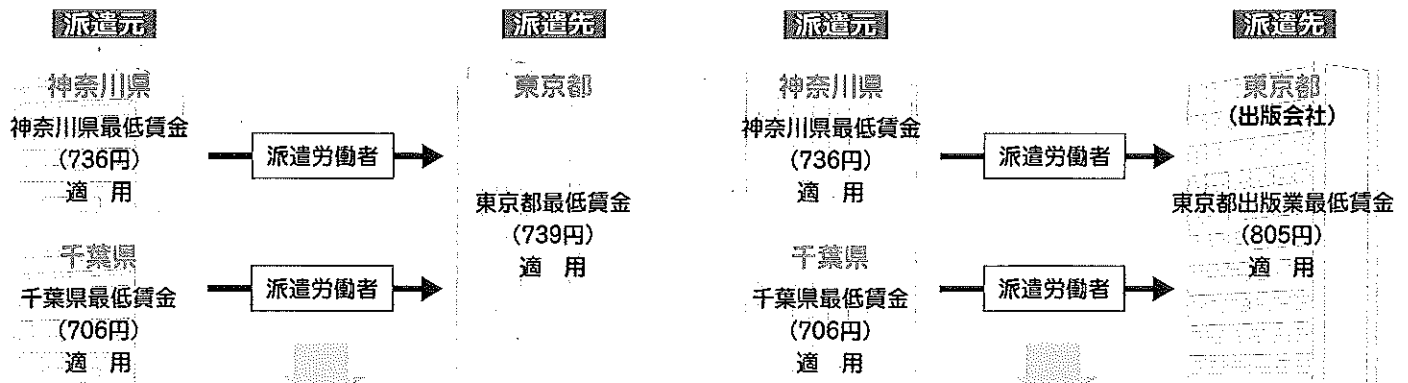
施行日時点において既に適用除外の許可を受けている労働者について、使用者は施行日から1年の間に新たに減額特例の許可を受ける必要があります。

- 施行日時点において既に適用除外の許可を受けている労働者について、施行日から1年の間に改正法第7条の規定に基づく都道府県労働局長の許可を受けずに、最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者には、罰則が適用されることとなります。

派遣労働者への最低賃金の適用

派遣労働者には、派遣先の地域別（産業別）最低賃金が適用されます。

- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別（産業別）最低賃金が適用されることとなりますので、派遣元事業主においては、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。



派遣先の東京都の最低賃金（739円）が適用になります

派遣先の東京都出版業最低賃金（805円）が適用になります

※金額は全て時間額です。

最低賃金の対象となる賃金と具体的な事例

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（事例3）

□□県の会社で働くCさんは、月給で、基本給が90,000円、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日労働があれば時間外手当、休日手当が支給されます。

ある月のCさんの賃金は、基本給、職務手当、通勤手当のほか、時間外手当が32,500円支給され、合計が152,500円となりました。

Cさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。なお、Cさんの会社は、年間所定労働日数260日、所定労働時間は1日7時間30分で、□□県の最低賃金は時間額695円とします。

- ① Cさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。
除外される賃金は、通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんから、
 $152,500円 - (5,000円 + 32,500円) = 115,000円$
- ② この金額を、3ページの事例2の方法で時間額に換算し、最低賃金額と比較をします。
この事例の場合、換算すると1時間あたり
707円69銭
となりますので、最低賃金を満たしていることとなります。

最低賃金額の表示の一本化

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位は、時間額のみとなります。

- 最低賃金額は、法律上、時間額、日額、週額又は月額によって定めることとされていましたが、就業形態の多様化や、わかりやすさなどの観点から最低賃金の表示単位を最小の単位である時間額表示とすることとしたものです。
- 産業別最低賃金の一部に残る日額表示の最低賃金については、施行日以後最初に行われる改定等の決定が効力を生ずるまでの間は、そのまま効力を有します。

監督機関に対する申告規定の新設

他の労働基準関係法令と同様の申告等に関する規定が整備されます。

- 今般の改正により、労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができることとし、使用者は当該申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされます。
- この規定に反した場合は罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用されることとなります。

平成19年度地域別最低賃金額一覧

都道府県名	最低賃金時間額(単位:円)	発効年月日
北海道	654	平成19年10月19日
青森	619	平成19年10月31日
岩手	619	平成19年10月28日
宮城	639	平成19年10月20日
秋田	618	平成19年10月28日
山形	620	平成19年10月25日
福島	629	平成19年10月19日
茨城	665	平成19年10月20日
栃木	671	平成19年10月20日
群馬	664	平成19年10月19日
埼玉	702	平成19年10月20日
千葉	706	平成19年10月19日
東京	739	平成19年10月19日
神奈川	736	平成19年10月19日
新潟	657	平成19年10月19日
富山	666	平成19年10月20日
石川	662	平成19年10月21日
福井	659	平成19年10月19日
山梨	665	平成19年10月28日
長野	669	平成19年10月21日
岐阜	685	平成19年10月19日
静岡	697	平成19年10月26日
愛知	714	平成19年10月25日
三重	689	平成19年10月27日
滋賀	677	平成19年10月25日
京都	700	平成19年10月25日
大阪	731	平成19年10月20日
兵庫	697	平成19年10月31日
奈良	667	平成19年10月25日
和歌山	662	平成19年10月20日
鳥取	621	平成19年10月21日
島根	621	平成19年10月19日
岡山	658	平成19年10月26日
広島	669	平成19年10月28日
山口	657	平成19年10月28日
徳島	625	平成19年10月21日
香川	640	平成19年10月21日
愛媛	623	平成19年10月25日
高知	622	平成19年10月26日
福岡	663	平成19年10月28日
佐賀	619	平成19年10月28日
長崎	619	平成19年10月21日
熊本	620	平成19年10月25日
大分	620	平成19年10月20日
宮崎	619	平成19年10月27日
鹿児島	619	平成19年10月26日
沖縄	618	平成19年10月28日

最低賃金に関するお問い合わせは 都道府県労働局又は労働基準監督署へ
 なお、厚生労働省ホームページでも最低賃金に関する情報をご覧いただけます。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/>

(広報原稿例1)

最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

最低賃金法の一部を改正する法律については、平成19年12月5日に公布され、平成20年7月1日から施行されます。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっています。

今回の最低賃金法の改正は、最低賃金制度について、そのような社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うこととしたものです。

地域別最低賃金はこうなります

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活が営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。最低賃金の具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

Q 改正によって最低賃金はただちに改定されるのですか？

A 改正法の施行の際に有効である最低賃金については、次の改定までの間は改正法に基づいて決定された最低賃金とみなされることから、改正法の施行の際にただちに改定は行いません。

地域別最低賃金については、毎年10月頃改定されていますので、厚生労働省HPなどをご確認下さい。

地域別最低賃金の不払の場合の罰金の上限額が引き上げられます

地域別最低賃金の不払の場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられます。

産業別最低賃金はこうなります

産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。

Q 産業別最低賃金が適用される労働者に、地域別最低賃金に満たない賃金しか支

払われない場合はどうなりますか？

A 改正法では、産業別最低賃金が適用される労働者に、使用者が地域別最低賃金に満たない賃金しか支払わない場合は最低賃金法の罰則（罰金の上限額50万円）が適用されることとなります。

地域別最低賃金については毎年10月頃、産業別最低賃金については毎年10月～2月の間に改定されていますので、厚生労働省HPなどでご確認下さい。

適用除外規定が見直されます

障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。

Q 現在、最低賃金の適用除外許可を受けた人を雇っていますが、今後どのような取扱になるのですか？

A 改正法の施行の際、既に都道府県労働局長の許可を受けて最低賃金法が適用除外となっている労働者については、施行日（平成20年7月1日）から1年の間に、新たに最低賃金の減額の特例の許可を受ける必要があります。

なお、減額特例の許可の対象となる労働者は、①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者②試の使用期間中の者③認定職業訓練を受けている者④軽易な業務に従事する者⑤断続的労働に従事する者となります。

派遣労働者の適用最低賃金が変わります

派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

Q 労働者派遣事業を行っていますが、注意すべきことは何でしょうか？

A 派遣労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されることとなります。したがって、派遣元事業者は、労働者を派遣している事業場に適用される最低賃金額を把握する必要があります。

金額は、厚生労働省HPや都道府県労働局HPで確認することができます。

最低賃金額の表示が時間額のみになります

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみになります。

Q 現在、産業別最低賃金には時間額の他に日額によって定められているものがありますが、改正法によって日額はなくなるのですか？

A 日額によって定められている最低賃金について、施行日後最初の改正の際に、時間額のみによって定められることとなります。

最低賃金額が時間額のみになった後、支払われる賃金が日給である場合に、その支払額が最低賃金以上かどうかを調べるには、賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較することとなります。

産業別最低賃金の金額等については、厚生労働省HPや都道府県労働局HPでご確認下さい。

Q 具体的にはどのように賃金額を1時間当たりの金額に換算するのですか？

A 日給の場合を例にとって、東京都の会社にパートとして勤めるAさんは、1日の所定労働時間7時間30分、日給5500円で働いているとします。

これが、東京都の最低賃金額739円を上回っているかどうかを確認するには、
日給額÷1日の所定労働時間数
を計算し、それと739円を比較します。

Aさんの例をこの式に当てはめると、

$$5500円 \div 7.5時間 = 733円33銭$$

となり、東京都の最低賃金額739円を下回っていることとなります。

なお、詳細は厚生労働省HPでご確認下さい。

監督機関に対する申告規定が設けられます

労働者は、事業場に最低賃金法令に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適切な措置をとるよう求めることができるようになります。さらに、使用者は、申告したことを理由として、申告した労働者に対し、解雇などの不利益な取扱をしてはならない規定も設けられます。

Q 申告できる監督機関は、具体的にはどこになりますか？

A 監督機関は、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官ですが、具体的には、事業場を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署になります。

都道府県労働局又は労働基準監督署の連絡先等は、厚生労働省HP又は都道府県労働局HPでご確認下さい。

(広報原稿例2)

最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

最低賃金法の一部を改正する法律については、平成19年12月5日に公布され、平成20年7月1日から施行されます。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっています。

今回の最低賃金法の改正は、最低賃金制度について、そのような社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うこととしたものです。

地域別最低賃金はこうなります

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活が営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。最低賃金の具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

地域別最低賃金の不払の場合の罰金の上限額が引き上げられます

地域別最低賃金の不払の場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられます。

産業別最低賃金はこうなります

産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に、地域別最低賃金に満たない賃金しか支払われない場合は、最低賃金法第4条違反の罰則(罰金の上限額50万円)が適用されることとなります。

適用除外規定が見直されます

障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。これまで適用除外の許可を受けている場合は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の経過措置期間中に減額特例の許可を申請してください。

派遣労働者の適用最低賃金が変わります

派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

最低賃金額の表示が時間額のみになります

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみになります。

支払われている賃金が、日給、月給など時間額以外で定められている場合には、それを時間額に換算して比較してください。（最低賃金法施行規則第2条）

監督機関に対する申告規定が設けられます

労働者は、事業場に最低賃金法令に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適切な措置をとるよう求めることができるようになります。さらに、使用者は、申告したことを理由として、申告した労働者に対し、解雇などの不利益な取扱をしてはならない規定も設けられます。